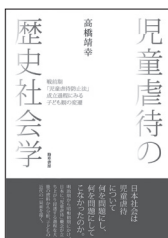


# 書評と紹介

高橋靖幸著

## 『児童虐待の歴史社会学』

——戦前期「児童虐待防止法」成立過程に  
みる子ども観の変遷』



評者：今井 小の実

### はじめに

2000年、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務を定めた「児童虐待防止法」が制定された。成長期にある子どもに与える心や身体の傷、時に生命まで奪う悲惨な事例がありながら、長らくその問題は児童福祉法による対応にゆだねられてきたものが、ここへきて、ようやく虐待そのものに対応する法律が誕生したのである。しかし皆さんは、戦前にも児童虐待防止法が存在したことをご存じだろうか。

ただ1933(昭和8)年に制定された児童虐待防止法の規制の対象となったのは、見世物や「乞食」、曲芸等、児童の「特殊な労働」に対してであった。しかも法制化の機運をつくった直接のきっかけは「貰い子殺し」という「貰い子」問題にあったとされる。本書の功績を一言でまとめるなら、この法制化を促した契機と具体的な法律の対象のズレがなぜ生じたのか、社会構築主義のアプローチによって解明し、「児童虐待の歴史」に新たな知見をもたらしたことにある。それは同時に、「子どもの社会史研究」

にとって、従来の研究にはなかった近代の新たな子ども観が提供されたことを意味する。

### 1 本書の構成と内容

本書は、序章、第1章～8章、終章から構成されている。以下、それぞれについて簡単に内容を概観してみたい。

序章「近代日本における児童虐待問題への視座」では、研究の枠組みが紹介される。すなわち近代日本において児童虐待の問題がどのように形成され、変容したのか、社会構築主義の理論に立脚して、その解明を試みるのが説明される。具体的には戦前の児童虐待防止法(1933年)の成立過程について、当時の文献や議会の議事録、雑誌等における専門家や知識人の議論、新聞記事など、当時社会にあらわれた言説の分析によって検証を行うとした。特に、法制化を促した契機(「貰い子」問題)と具体的な法律の規制と保護の対象(「特殊な労働」)のズレがなぜ生じたのか、解明するために、「社会問題の構築主義」という理論を使用することが示される。スペクターとキッセ(Spector and Kitsuse)による「なんらかの想定された状態」について苦情を述べ、クレームを申し立てる個人や集団の活動」とする社会問題の定義に依拠し、社会問題の「状態」ではなく、社会問題を構成する人びとの意味づけの「活動」のあり方に目を向け、社会の人びとが児童虐待をどのような問題として認識し、どのような主張を展開し、児童虐待防止の法制化につながっていくのか、検証することを具体的な課題とした。第1章から8章まではその検証の部分にあたり、終章で研究の総括を行なっている。以下、それぞれ確認しておこう。

第1章「近代日本における児童虐待問題の萌芽」では、副題にあるように明治期における「児童虐待」の概念について検討している。具体的には、街頭等で子どもの「特殊な労働」、 「貰い子殺し」や「継子いじめ」に対する社会の認識を、先行研究や当時の文献資料の言説から検証した。そして前者については当時の社会では虐待として問題化する機運は十分に醸成されていなかった一方で、後者については、欧米諸国や動物虐待との比較というレトリックが利用されながら徐々に社会問題化されていく過程を明らかにした。

第2章「児童虐待をめぐる新聞報道と専門家言説の相互作用」では、明治20年代から30年代、新聞紙上ににぎわした「貰い子殺し」「継子いじめ」の事件への当時の応答として社会事業家原胤昭が開始した先駆的な児童虐待防止事業が児童虐待に対する専門家や社会の関心を形成し、その際に諸外国の事例の紹介が重要な役割を担うことになったことを解明した。そしてそこで展開された児童労働を児童虐待の一部とする議論は定型化された語りのひとつとなり、児童虐待防止法における虐待概念の形成が明治後期から大正初期に「新聞報道と専門家の相互作用の中で進行し始めていたこと」を明らかにしたのである。

第3章「内務省社会局における児童保護法制定の取り組みと児童虐待防止の検討」では、大正中期より始められた政府内の虐待防止のための議論は、複数の子どもの問題を包摂した総合的な児童保護の法制化を志向するなかで展開されたことを検証した。すなわち内務省において社会事業の体系化がめざされるなかで、児童虐待にも児童保護事業としての輪郭が構築されようとしていた状況を明らかにしたのである。そしてこの段階では、まだ「貰い子殺し」も「特殊な労働」も、児童虐待とは別の問題として議

論される余地があったことも導き出している。

第4章「児童虐待問題の転換」として、「児童虐待事件を契機とした法制化議論の深化」の過程を検証した。浅草で起きた少女惨殺事件は世間から注目され、社会事業家や専門家らによる運動や議論を活発化し、児童虐待防止の法制化の議論を継続させていく状況を描いた。そして1920年代には、児童保護思想の発展の時代にあって、児童愛護と児童の権利というレトリックを伴いながら児童虐待の問題化が試みられるようになり、児童保護の対象のひとつとして位置付けられたとまとめ、「社会問題の構築主義」に依拠した立場を鮮明にした。

第5章「岩の坂貰い子殺し事件の社会問題化と児童保護法制化議論の変容」では、総合的な児童保護法ではなく、単独の児童虐待防止法の制定のための機運を盛り上げたのが1930年に起こった「岩の坂貰い子殺し」であったことを検証した。さらにそれを後押ししたのが内務省社会局による同年に実施された児童虐待に関する調査であり、児童虐待の議論を「貰い子」だけではなく「特殊な労働」にまで広げ、同年の第二回全国児童保護事業会議において法案の具体的な要綱が決議されるまでに至った過程を解明した。すなわち児童虐待防止法の制定に向けた本格的な議論のための条件が整えられたことを明らかにしたのである。

第6章「児童虐待防止法案作成の分岐点」では、児童虐待防止の法案が帝国議会に提出されるまでの内務省内における議論を検討した。その結果、1931年社会事業調査会に諮問され纏められた『児童虐待防止に関する法律案要綱』が法律の運命を決した分岐点だったことを見いだしている。すなわち、親権の制限にも言及し、大きな前進をもたらす一方で、児童の「特殊な労働」の禁止もしくは制限が主目的となり、「貰い子殺し」の問題と対峙した「報酬」

に関連する条文が抜け落ちた状況を明らかにしたのである。さらに法律の準備に際して、国際社会における児童労働問題への関心が「特殊な労働」の年齢規定の議論に反映された状況についても言及した。

第7章「帝国議会における児童虐待防止法案の審議過程」では、主に議事録を用いて児童の「特殊な労働」の禁止行為を規定した第7条が削除され、地方長官が認める場合にその使用を禁止あるいは制限するという、「骨抜き」な法律となった過程を検証した。だが同時に、この修正に対して新聞紙上で批判的な議論が展開されたために、特殊な業務に児童が就くこと自体が虐待という認識が定着していく一方で、報酬を伴って受け渡しされる「貰い子」の問題は語られなくなっていったことも見いだしている。

第8章「児童虐待防止法実施状況にみる新たな子ども問題と子どもの複数性」では、児童虐待防止法が「特殊な労働」の問題を中心に審議されるなかで、新たに起こった「貰い子殺し」の事件に対する社会の反応と、法律の成立による子どもの論じられ方の変容を検証した。その過程で明確にされたのは、労働が「子ども期の享受」とは対立するものとして問題視される一方で、親や家族の生活をまもるための「孝行」や「必要悪」として一定、肯定的にとらえる社会の意識であり、同法が労働する子どもについて二つの語りを生成したことを明らかにしている。同時に、児童虐待防止法の制定は、「貰い子殺し」を児童虐待の問題とは異なる子どもの問題とする語りを生成したことになり、児童虐待の問題構築は、複数の子どもの語り方を生み出しながら達成されたと、「社会問題の構築主義」の立場からまとめた。

終章「日本の児童虐待問題と子どもの近代」では、研究全体を総括し、研究の意義についてまとめた。すなわち、子どもの「複数性」とい

う視座から戦前期における児童虐待の問題構築過程を読み解き、その歴史を記述することにより、子どもの近代の一局面が明らかにできたと同時に、より多角的に歴史をとらえられたことを強調した。

## 2 書評

### 本書の意義と評価

本書の最も大きな意義は、社会構築主義の立場から「子どもの複数性」という視座にたつて研究を進めたこと、なかでも「社会問題の構築主義」という理論に立脚して分析をすすめたことにより、「子どもの社会史研究」、「児童虐待の歴史研究」の双方に新たな知見をもたらしたことであろう。

「子どもの社会史研究」については、フィリップ・アリエスの『〈子供〉の誕生』を嚆矢として多くの研究が蓄積されてきたが、本研究の独創性は近代的な学校教育からも家族の保護からも排除されてきた子どもに着目した点にある。そして「保護の対象としての子ども」の観念を明らかにすることによって、日本における近代的な子ども観の新たな構築過程を描き出すことに成功している。これは「子どもの複数性」という視座にたつた著者だからこそ、たどり着いた成果であろう。

「児童虐待の歴史研究」については、これまでその主担当であった社会学と社会福祉学の先行研究では必ずしも解明されてこなかった、児童虐待防止法の成立過程の間隙を埋めた功績が高く評価できる。すなわち契機となった「貰い子殺し」から児童の「特殊な労働」を虐待の問題とする段階に至る間の「ミッシング・リンク」について、「社会問題の構築主義」の立場から新たな知見を見いだした。社会の人びとが児童虐待をどのような問題として認識し、どのような主張を展開し、その問題解決のためには

どのような対応が必要と考えて児童虐待防止法の実現を達成したのかを明らかにしたことは、問題解決志向が特に強く求められる社会福祉学の研究に対して大きなインパクトとなることは疑いない。

このように本書で示された研究は、研究方法、論理展開すべてに一貫性があり、その過程も到達点も高く評価できる。

### 課題と期待

とはいえ歴史研究の方法を採っている評者にとって、物足りなく感じた点もある。それは解釈や分析に因果関係にもとづく考察がなかった点である。たとえば本研究の最も大きな収穫ともいえる、ミッシング・リンクについての検証だが、なぜ最終的に法律のターゲットが「特殊な労働」に収れんされたのか、なぜ「特殊な労働」行為を具体的に規定した第7条が削除され制限的な規定に帰着するにいたったのか、国際的な児童労働の規制の動きのなかでの有形無形のプレッシャーがあったであろうこと、また家族制度にかかわる親権の強さが影響していたことについても時代状況から容易に想像できる。だが前者については国際的な動向と日本の状況についての説明はあったものの、それ以上の追究はなく、後者については親や家族の生計に貢献した実態と「親孝行」という世間の認識を示すだけで、その背後にある家制度の検討が射程外に置かれていたことは残念であった。

しかしこれは社会構築主義というアプローチの特性なのかもしれない。構築主義者は、本来、事象や変容に関する因果的説明を行うことに対して懐疑的であり、研究手法上、因果的説明を軽視する傾向があるとされる（赤川 2017 :

123）からである。一方、「社会関係や社会過程の変化がそこで生まれる言説とどのように関係しているのか、どのような社会的条件がどのような言説の産出を促し、どのような言説の産出を抑制しているのか、ここにこそ社会構成主義の独自の視点がある」<sup>(1)</sup>（野口 2008 : 39）という指摘もあり、その意味では評者の指摘もあながち欲張りなものでもないだろう。

「社会問題の構築主義」による歴史社会学の研究を試みた赤川学は、「事象が生起するプロセスを探求するための手法として、社会問題の自然史モデルを推奨」し、Bestの研究を紹介している（赤川 2017 : 129）。実は著者自身も依拠してきた Spector and Kitsuse による社会問題の自然史モデルを受け継いだ研究として Bestの研究をあげているが、本研究の方法論との関係は明確にされていない。

赤川（2017）は、「クレーム申し立て活動が連鎖するプロセスを精密に追尾しようとするれば」、「通常、歴史分析と呼ばれているものと酷似する作業を行うことになる」（pp.129-130）としており、「構築主義を因果的説明から撤退した反科学主義とみなすのではなく、言説のレトリックとその連鎖を他のどの方法より精緻に、厚く記述したうえで、特定の時空間に特定の言説が現れる理由説明を行いうる経験科学として再構築することが可能」（p.130）とする指摘は、現時点で著者にもっとも近い研究方法の試論を行なった開拓者の評価として、貴重なものではないだろうか。

だが、言説分析を主とする社会構築主義の研究にとって、その言説が生まれた当時の社会的な状況まで検証することは、大きな負担となるだろう。もとより一人の研究者がすべてのこと

(1) 野口裕二は、social constructionism の日本語訳として「社会構成主義」と「社会構築主義」の二つがあるとして、自身は一貫して前者の訳語を使ってきたと述べており、この場合の社会構成主義は社会構築主義と同意語である（野口 2008 : 35）。

を網羅できるわけでもない。その重荷から解放されるためにも、先行研究の知見を上手く援用することをお勧めしたい。社会福祉の歴史研究者としては、著者が多くの先行研究を参考文献としてあげながら、その知見を利用されなかったのはいかにも勿体ないと感じた。その議論、主張を生み出した時代状況があるからこそその言説ならば、その背景の説明に先行研究を利用することは合理的でもあり、また直接反証テストにかけられない人文社会科学の客観性を担保していく上でも必要ではないかと考える。

ただこれらの指摘は、本研究の価値を損なうものではなく、本書が魅力的な研究書であることに変わりはない。ぜひ「子ども」に関心のあるすべての方におすすめしたい一冊である。

(高橋靖幸著『児童虐待の歴史社会学——戦前期「児童虐待防止法」成立過程にみる子ども観の変遷』勁草書房、2024年2月、viii + 399 + 28頁、定価8,000円 + 税)

(いまい・このみ 関西学院大学人間福祉学部教授)

#### 【参考文献】

赤川学 (2017) 「社会問題の歴史社会学をめざして」日本社会学会『社会学評論』第68巻第1号

野口裕二 (2008) 〈特集：構築主義批判・以後〉「社会構成主義の現在——物語の可変性と多様性をめぐって」慶應義塾大学『三田社会学』13号

高橋靖幸 (2024) 博士論文要旨「近代日本における児童虐待問題の形成と変容に関する社会構築主義研究——昭和8年「児童虐待防止法」の成立過程にみる子どもの近代」立教大学学術リポジトリ (2024年6月公開)